

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津町長 金田 英樹

( 公 印 省 略 )

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 大津町<br>( 43403 )           |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 杉水地区<br>(杉水)               |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 7 年 4 月 16 日<br>( 3 回 ) |

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

#### 【地域の基礎的データ】

本地区は台地上に広がる畑作地帯であるが、近年、企業の進出や道路建設、町営の工業団地整備事業が予定され、それに伴い土地の流動が激しく起きている状況にある。そのため、今後の農地の賃貸借にも影響があり、農業経営者にとっては、農地の維持の面で先行きが不透明な状況にある。さらに、鳥獣被害や農業者の高齢化、担い手不足等に伴い、今後、耕作放棄地の増加も懸念される。令和6年に実施したアンケート結果では、60歳代以上が81%を占め、後継者がいない農業経営体は46%にのぼる。

このような中、本地区の農用地を保全・維持していくためには、開発過多から優良農地を保全しつつ、農道整備を中心とした基盤整備が求められる。また、営農意欲のある担い手と規模縮小を考えている農家とのマッチングを推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進していくことが必要である。

また、市場ニーズの高い農作物の生産やそのブランド化を推進するとともに、需要に応じた農作物の生産等についても、検討を行っていく必要がある。

主な作物：カンショ、牧草、トウモロコシ、キャベツ、フキ、フキノトウ、栗、植木、養豚、酪農、ビーツ

### (2) 地域における農業の将来の在り方

営農意欲のある担い手の農地を確保するため、農地のマッチングを推進するとともに、担い手の栽培する作物に合わせた農地の集積・集約を加速化させる。また、カンショなどの収益性の高い作物の作付に地域で取り組みつつ、畜産農家の営農継続を図る。さらに、耕畜連携を図り、耕種農家が生産した飼料を活用する家畜の排泄物の農地還元を推進する。

町営の工業団地整備事業が予定されている区域の周辺道路については、再整備される予定があり、大型機械等の利用の利便性が向上する見込みがある。また、その他の本地区の道路についても、大型機械等が通れない農道等を再整備するなど、農用地の保全・維持の足掛かりになるような基盤整備の実施について引き続き検討を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                        | 283 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積       | 281 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

耕作放棄地を除く農地とする。

耕作条件が悪い一部の農地では荒廃化が進行しており、営農の継続が難しい状況もあるため、保全・管理を行う区域とするか、今後も協議を行っていく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積・集約化の方針

耕作者の農地が飛び地になっているような農地、後継者のいない農地等については、農地中間管理機構の活用を図りつつ、地区内の経営拡大を希望する担い手への集積・集約化を推進する。ただし、耕作条件の悪い農地や老朽化した施設については、補助事業の導入も含めた再整備の必要性について、営農意欲のある担い手を含む関係者で検討していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を検討し、規模縮小したい農家と営農意欲のある担い手とのマッチングを図る。また、農地中間管理機構が担い手の経営意向を踏まえて段階的に集積・集約化を進める。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

継続的な営農が見込まれている畑作地帯においては、関係者と慎重に議論を進めつつ、農道の整備等により農作業の効率化を図る。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町や農業委員会、県、JA、地元農業経営者等が連携し、地域内外問わず、会社勤め後の退職者をはじめ、農業大学卒業生、Uターン就農希望者など、多様な就農者を募集するとともに、新規就農者等の新たな担い手に対して、農地のあっせんや栽培技術の支援等の取り組みを行う。また、様々な媒体を活用しながら大津町の農業や就農に関するPRを行う。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

営農意欲のある地域の担い手への委託により、農作業の合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項

|                                               |                                             |                                             |                               |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

①大津町鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ等の被害に対して適切な防止対策を講じる。

③農作業の省力化を図るため、ほ場の大区画化と併せたスマート農業の導入について、地区内で協議を進める。

⑦多面的機能支払交付金により、農道沿いの草木管理や排水路の泥上げといった活動を行う組織を支援し、農地の荒廃を防ぐ。

⑧幅の狭い農道をはじめとした農業用施設の再整備について、関係機関と協議を進める。